



読谷村第2次景観計画【概要版】

令和5年3月

1. 景観計画の基本理念及び目指すべき将来像	・・・2	7. 開発行為等に関する基準	
2. 景観形成区域とエリア区分	・・・2	(1) 開発行為に関する基準	・・・15
3. 景観形成の方針 - 全体方針 -	・・・3	(2) 土地の造成等に関する基準	・・・15
4. 景観形成重点地区の方針	・・・4	(3) 土石の採取等に関する基準	・・・15
5. 届出が必要となる行為	・・・6	(4) 屋外における物件の集積等に関する基準	・・・15
6. 建築物・工作物に関する基準(一部抜粋)		8. 行為の届出の流れ	・・・16
(1) 高さのガイドライン	・・・7		
(2) 色彩のガイドライン	・・・8		
(3) 敷地の緑化のガイドライン	・・・11		
建築物・工作物の基準一覧表	・・・13		





1. 景観計画の基本理念及び目指すべき将来像

本計画は、基本理念に基づき、次の3つの将来像の実現を目指しています。

基本理念

本村の自然・歴史・文化が織りなす美しい景観は、読谷らしさや村民の心象風景を形づくるものとなっていることに鑑み、村民共有の豊かな財産である美しい景観を守り、創り、または育て、誰もがその恵みを受けるとともに、かけがえのない読谷村の景観を後世へと引き継いでいかなければならない。



将来像1：水と緑が調和する景観を保全し、マチ(市街地)とムラ(集落)が調和する魅力的で良好な景観を継承・創造する。

将来像2：「ゆたさある風水 優る肝心 咲き誇る文化ど 想い合ち」を景観づくりで実現する
フシ マサ チムグクル サチフク ハナドゥ ウム アワ
おおとり ひほうかまんくがにかん

将来像3：「鳳—飛鳳花蔓黄金環」を景観づくりで実現する

2. 景観形成区域とエリア区分

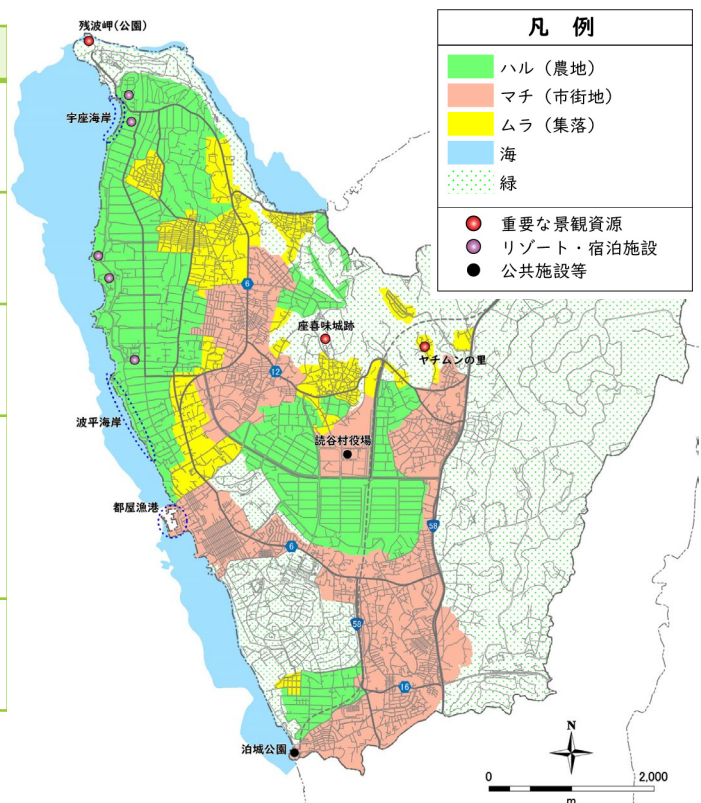
【景観形成区域】

景観計画の区域は村全域（3,528ha）とし、さらに本村の海の景観を構成する重要な要素であるサンゴ礁海域の礁縁までを含むものとします。

【ベースとなるエリア区分】

景観の特性や景観の特性や土地利用現況、新たな市街化の動向及び関連計画における位置づけなどを考慮し、本村のベースとなるエリア区分を示します。

凡例	景観エリア	主な場所
	ハル (農地)	<ul style="list-style-type: none"> 農用地区域 台地上農地（旧読谷補助飛行場）
	マチ (市街地)	<ul style="list-style-type: none"> 集落域
	ムラ (集落)	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域指定区域 用途地域指定が見込まれるエリア
	海	<ul style="list-style-type: none"> 北部山地 軍用地 比謝川沿い 崖地・段丘斜面緑地（採石場跡地含む）
	緑	<ul style="list-style-type: none"> 北向き海崖※から礁縁 西向き海岸※から礁縁 ※海岸線から約20m内陸



3. 景観形成の方針 ー全体方針ー

本村の良好な景観形成をつくりあげていくため、「まもる・つなぐ（保全・継承）」、「そだてる（育成）」、「つくる（創造）」を全体方針として定めます。

「第2章 読谷村の景観特性と課題」で示した課題と全体方針の対応は下記のとおりです。

1 まもる・つなぐ（保全・継承）

本村の海やまとまりのある緑地などの恵まれた自然環境、座喜味城跡をシンボルとする歴史文化が織りなす美しい景観など、村民の心象風景を形づくる自然景観や歴史文化景観を大切に保全し、次世代へ引き継ぎます。

- ①景観計画等の周知による良好な景観形成の誘導
- ②重要な景観資源及び周辺環境の保全
- ③眺望景観の保全



座喜味城跡から西海岸リゾート地区方向を望む

2 そだてる（育成）

良好な景観形成を図ることが住みよい住環境の形成や暮らしの満足度の向上、観光振興、地域への愛着や誇りを醸成することにつながることを周知し、村民や地域、事業者等との協働により、本村らしい良好な景観を育てます。

- ①住民意識の向上による良好な景観形成の促進
- ②農業と自然環境保全の両立
- ③自然や農地、歴史文化等と調和した都市景観の形成



集落域から農地越しに西海岸の海を望む

3 つくる（創造）

本村の中核となる村民センター地区における景観や自然と調和したリゾート景観など、村の魅力をもつ景観の創出に努めるとともに、本村固有の素材等の活用により、“読谷村らしい”景観の創出に努めます。

また、主要幹線道路や幹線道路及び地区内道路等においては、それぞれの役割にふさわしい沿道空間の形成を図ります。

- ①村の魅力をもつ“読谷らしい”景観の創出
- ②良好な沿道景観の形成



景観素材の活用

4. 景観形成重点地区の方針

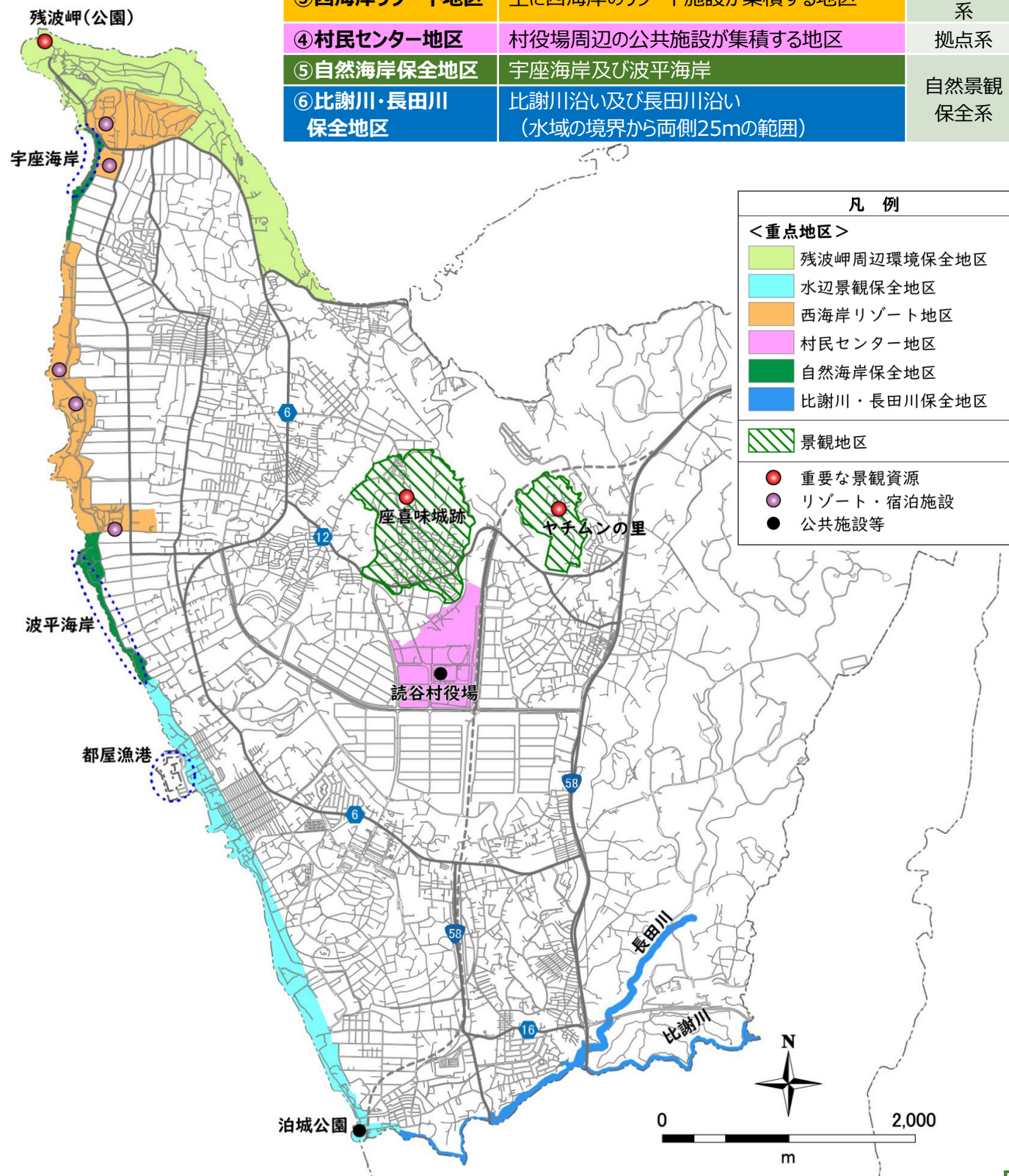
① 残波岬周辺環境 保全地区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 沖縄有数の景勝地である残波岬のダイナミックな景観を保全します。 ○ 人工構造物が雄大な自然景観を乱さないよう、高さや配置、形態・意匠、緑化等に配慮し、残波岬を望んだときのスカイラインや自然景観を保全します。 ○ 建築物・工作物の高さ、配置等の工夫により、陸域側から海方向への眺望景観を保全します。 	
② 水辺景観 保全地区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 残波岬周辺環境保全地区、西海岸リゾート地区、自然海岸保全地区と合わせて一体的な海岸線の保全を図ります。 ○ 既存住宅地が含まれることを十分に勘案し、建築物・工作物の高さ、敷地の緑化等に配慮しながら、陸域側から海方向への眺望景観を保全します。 	
③ 西海岸リゾート地区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 背後の農地・農村景観の開放感や道路から海方向への眺望に配慮し、広がりのある自然を感じさせるリゾート景観を形成します。 ○ 高層形態を避けた高さ・階数の配慮、視覚的な分節化、敷地及び駐車場の緑化等の工夫により、スカイラインの形成や自然景観との一体性に配慮した景観形成を図ります。 ○ 本村固有の素材や自然素材の活用、沖縄らしい花木や現地の植生（在来種）の植栽を積極的に図り、読谷らしさを備えた質の高い観光リゾート景観の創出を図ります。 	
④ 村民センター地区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 村民活動の中心地として、景観に配慮した公共公益施設等の整備を図ります。 ○ 座喜味城跡から村民センター地区への眺望及び村民センター地区から座喜味城跡と周辺の緑を望む景観に配慮し、施設の利便性・機能性を確保しつつ、必要な規模の整備を図ります。 ○ 施設配置の工夫や敷地の緑化等により、大規模でも圧迫感を感じないように配慮し、周辺の農地景観の開放的な雰囲気と調和した景観形成を図ります。 	
⑤ 自然海岸保全地区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本村の自然海岸は本県でも有数の貴重な景観資源であることから、海岸線の地形や砂浜、海岸植生などを一体的な景観資源と捉え、残波岬周辺環境保全地区、水辺景観保全地区、西海岸リゾート地区と合わせて、自然海岸の保全を図ります。 ○ 宇座海岸、波平海岸については、建築物・工作物の整備や土地の造成を可能な限り抑制し、海岸の地形及び砂浜、周辺の海岸植生を含む豊かな自然海岸を保全します。 ○ やむを得ず建築物・工作物等の整備する場合は、自然海岸等の風景となじむよう、必要最低限の規模・高さ、配置や色彩、緑化等に配慮し、自然景観の保全を図ります。 	
⑥ 比謝川・長田川 保全地区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物・工作物の整備や土地の造成を可能な限り抑制し、景観的にも生態系保全の観点からも貴重である比謝川・長田川沿いの保全を図ります。 ○ やむを得ず建築物・工作物等を整備する場合は、河川及び周辺の緑となじむよう、必要最低限の規模・高さ、配置や色彩、緑化等に配慮し、自然景観の保全を図ります。 ○ 親水性に配慮した修景・整備に努め、村民の憩いの場として活用を図ります。 	



景観形成重点地区の範囲は以下のとおりです。詳しい範囲については、役場窓口にてご確認ください。

●景観形成重点地区の配置図

地区名称	範囲	系統
①残波岬周辺環境保全地区	残波岬周辺の主に沖縄海岸国立公園指定区域	自然景観保全系
②水辺景観保全地区	主に西海岸の南側	自然景観保全系
③西海岸リゾート地区	主に西海岸のリゾート施設が集積する地区	リゾート系
④村民センター地区	村役場周辺の公共施設が集積する地区	拠点系
⑤自然海岸保全地区	宇座海岸及び波平海岸	自然景観保全系
⑥比謝川・長田川保全地区	比謝川沿い及び長田川沿い (水域の境界から両側25mの範囲)	自然景観保全系





行為の届出が必要となるのは以下の行為です。行為ごとの対象となる事物及び規模についても規定しています。なお、届出対象行為の高さは、平均地盤面から建築基準法に則った高さとしします。

対象となる行為		対象となる事物及び規模	
建築物	新築、増築、改築、移転	高さが10mを超えるもの 建築面積が500㎡を超えるもの	高さ10m 建築面積500㎡以上
	外観変更を伴う修繕・模様替・色彩変更	上記に該当する建物のうち、外観の変更の範囲が10㎡を超えるもの	高さ10m 【例】壁の塗替えが10㎡以上
工作物	新設、増築、改築、移転	擁壁、垣、柵、塀等で、高さが3mを超えるもの(生け垣は除く) 以下のうち、高さ※1が10mを超えるもの、または築造面積※2が500㎡を超えるもの	
	外観変更を伴う修繕・模様替・色彩変更	上記に該当する工作物のうち、外観の変更の範囲が10㎡を超えるもの	
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	土地の面積が500㎡を超えるもの (開発行為とは、主として、①建築物の建築、②第1種特定工作物(コンクリートプラント等)の建設、③第2種特定工作物(ゴルフコース、1ha以上の墓園等)の建設を目的とした「土地の区画形質の変更」をいう。)		
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	当該行為にかかる土地の面積が500㎡を超えるもの		面積500㎡
屋外における物件の集積または貯蔵	その集積または貯蔵の高さが5mを超えるもの、またはその用に供される土地の面積が500㎡を超えるもの		高さ5m 【例】土砂の高さが5m以上か、500㎡以上
届出申請事項の変更	上記の届出事項を変更しようとするとき		

※1) 工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、全体の高さのこと。

※2) 工作物の水平投影面積によるが、国土交通大臣が別途算定方法を定めた工作物についてはその方法に準じる。

※3) 電線路または空中線の支持物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、全体の高さのこと。



読谷村第2次景観計画に位置付けられた景観形成基準のうち、数値基準が設定されている「高さ」、「色彩」、「敷地の緑化」について紹介します。

(1)高さ及び配置のガイドライン

周辺の景観との調和に配慮した高さ及び配置とすること。

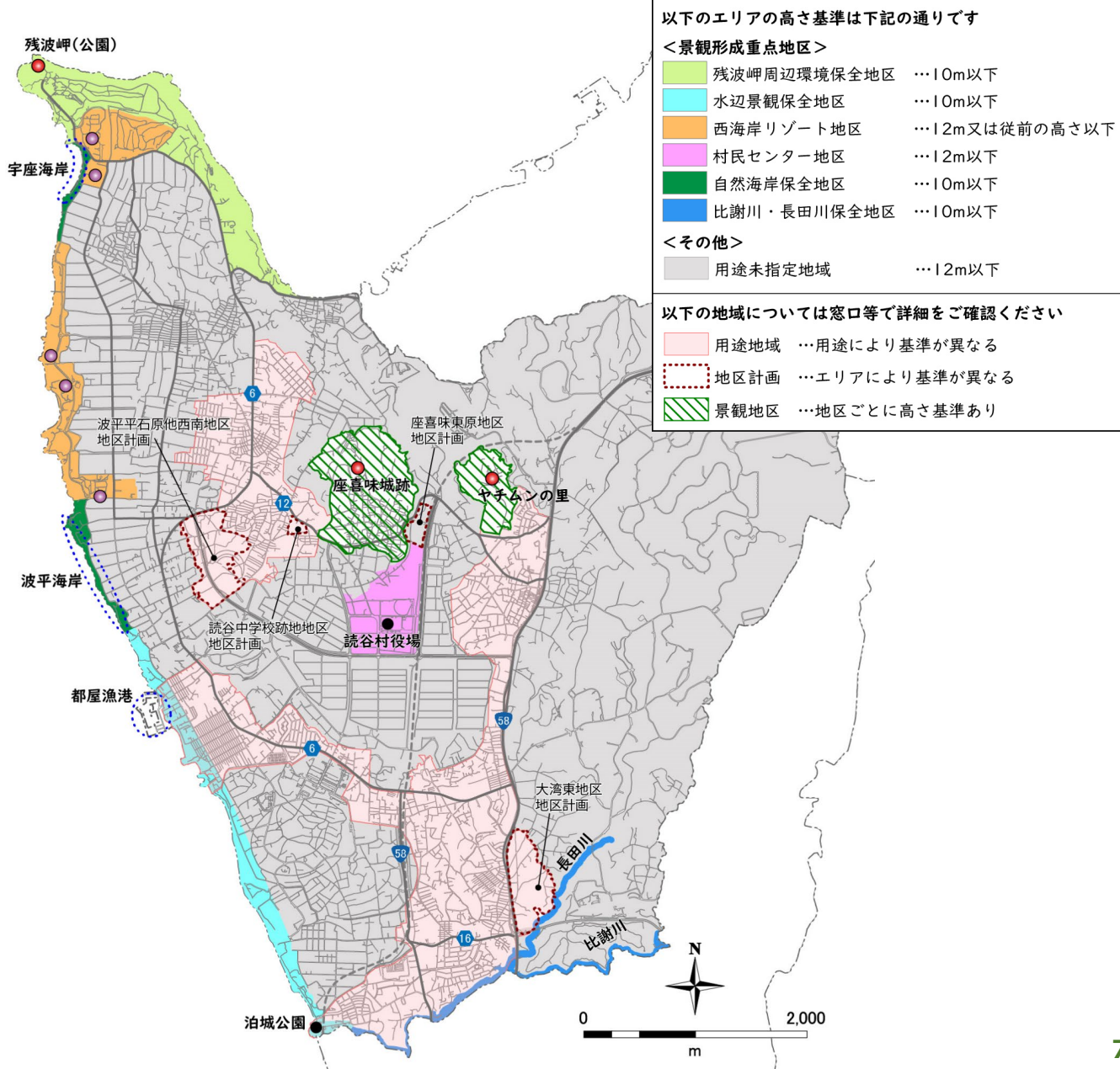
村内全域共通の景観形成基準▶▶▶

①建築物・工作物の高さの最高限度は以下のとおりとする。ただし、景観形成重点地区においては各地区の基準に従うこと

用途地域	建築基準法の規定による
用途未指定地域	12m以下

②ただし、公共公益施設を新築・増改築する場合において、地区ごとに定められている建築物・工作物の高さの最高限度を超える場合は、景観上の検討を行った上で景観委員会の意見を聴くこと（景観形成重点地区も同様とする）

●地区別高さ基準





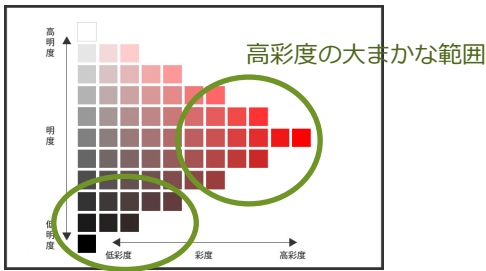
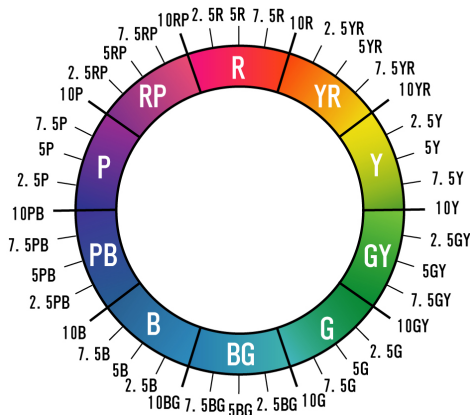
(2)色彩のガイドライン

落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること。

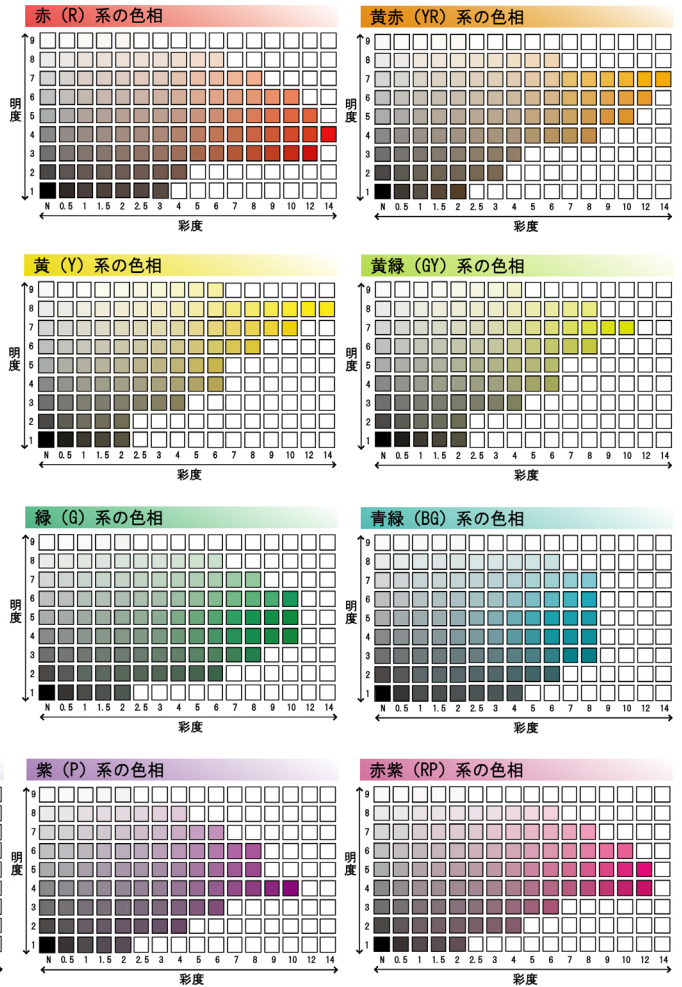
村内全域共通の景観形成基準▶▶▶

屋根 ①極端な低明度、高彩度を避けること

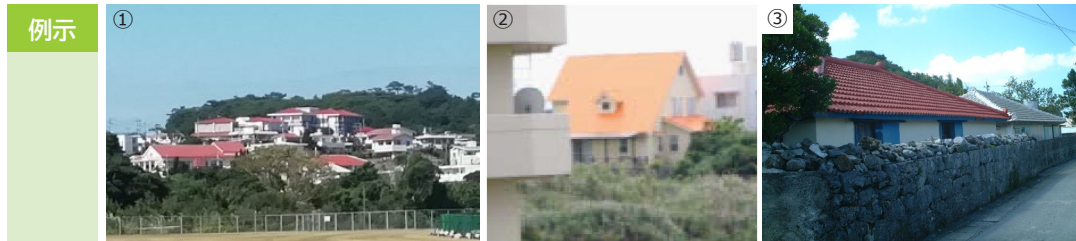
●マンセルシステムによる色相環と色彩表現



低明度の大きな範囲



* 本ガイドラインにおいては、日本工業規格 (JIS) の標準色として利用されているマンセル表色系を用いる。これらの色は印刷による色再現であり、実際の色とは異なるため、正確な色は色素または塗料見本で確認する必要がある。



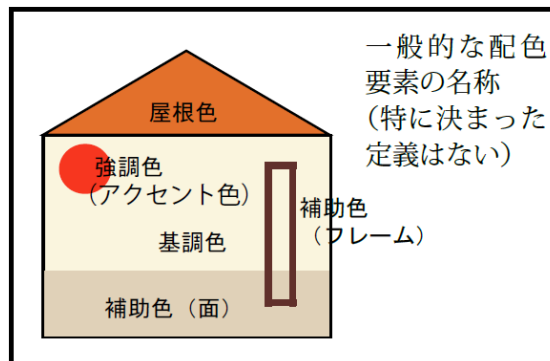
①R～YR系を中心とした屋根色でまとめた例。 ②高彩度色が周囲に映りこみ、「騒色」となっている例。 ③高彩度の屋根と低彩度の屋根が不連続な印象を与える例。 ※②の出典は「沖縄県景観形成ガイドライン」



外 壁	<p>②外壁の大部分を占める色彩（基調色※1）は、無彩色※2または赤（R）、黄赤（YR）、黄（Y）の色相とし、周辺景観との調和に配慮すること（マンセル値：明度8以上、彩度2以下）</p>
------------	---

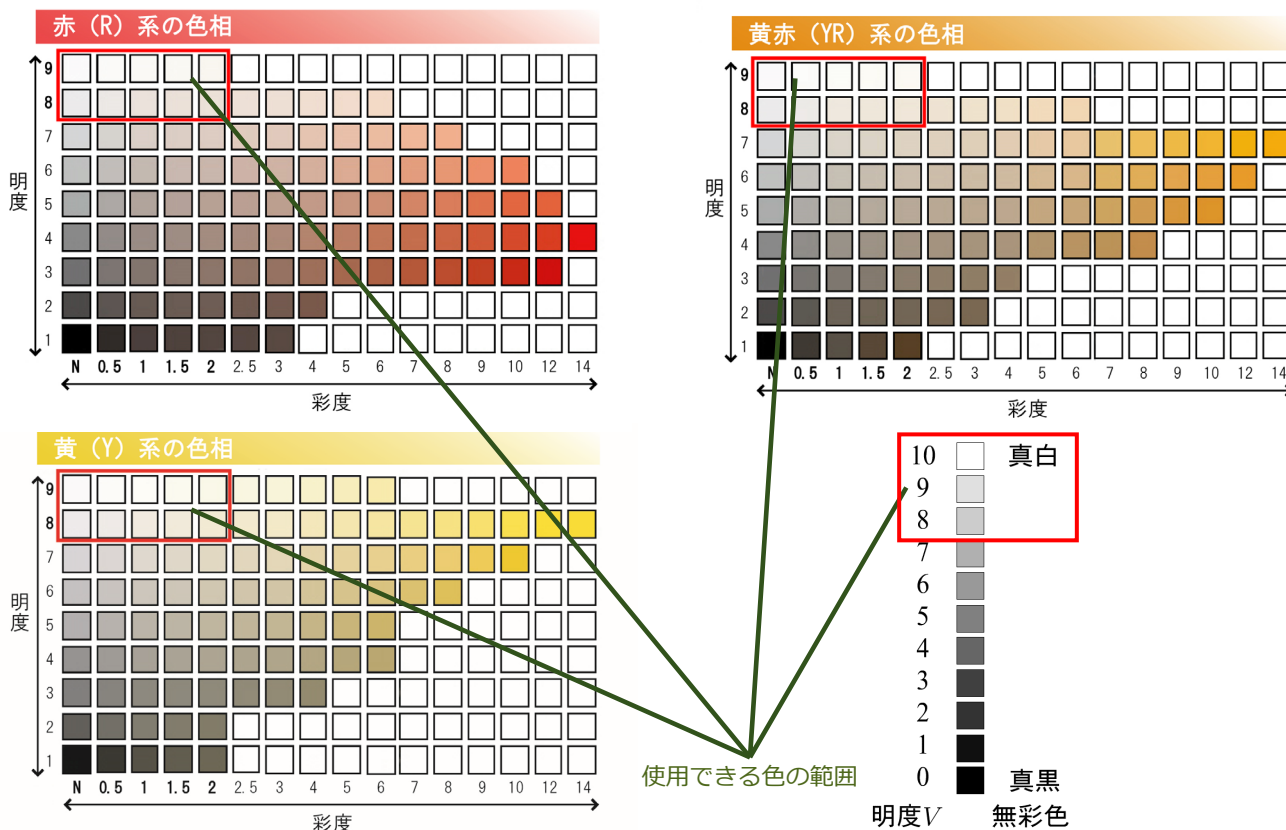
- ※1) 基調色とは対象物の外観の中心となる色のこと。
- ※2) 無彩色とは白・灰・黒など色みのない色のこと。属性は明度のみ。

●配色要素の名称



※出典は「沖縄県景観形成ガイドライン」

●使用できる基調色の色相と色の範囲



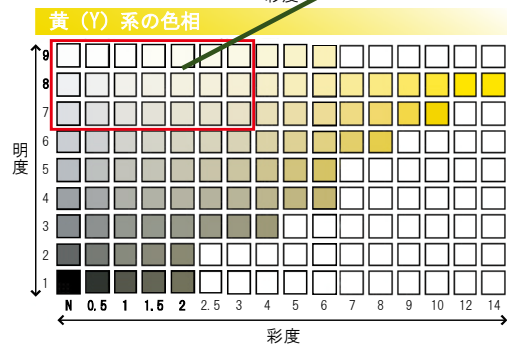
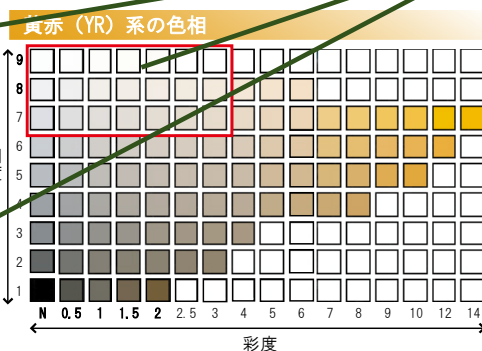
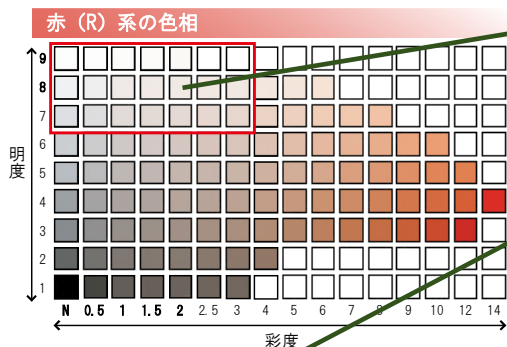
外 壁	<p>③補助色※1を用いる場合の使用面積は、アクセント色と合わせて30%以内とし、基調色に準じる色彩を用いること（マンセル値：明度7以上、彩度3以下）</p> <p>④アクセント色※2を用いる場合の使用面積は、商業・業務用途の場合は見付面積の10%以内、住宅用途の場合は5%以内とすること（マンセル値：要相談）</p> <p>⑤補助色、アクセント色の使用はなるべく低層階（2階以下）とすること</p>
------------	--

- ※1) 補助色とは基調色に対して用いるサブカラーのこと。配色の質を高めるために用いる。
- ※2) アクセント色とは小面積に用いる強調色のこと。サイン的な識別の目的、外観ににぎわいを与える装飾の目的で用いる。

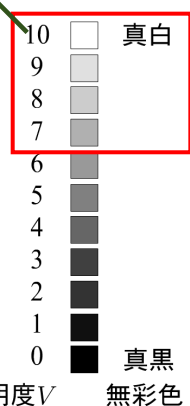


<前ページの続き>

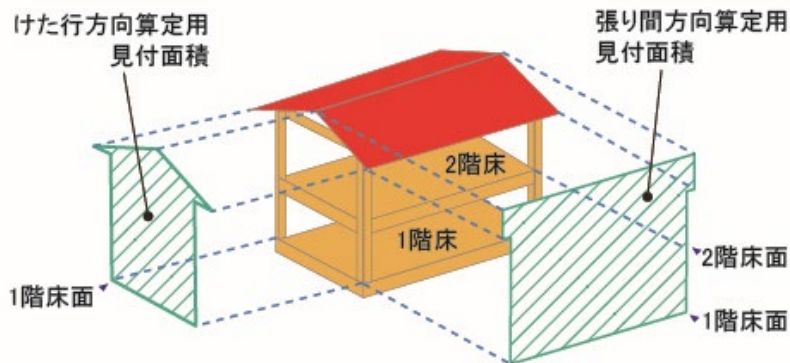
●使用できる補助色の色相と色の範囲



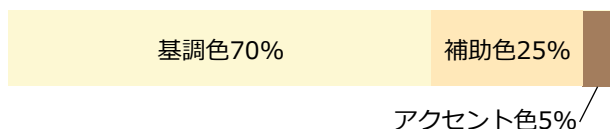
使用できる色の範囲



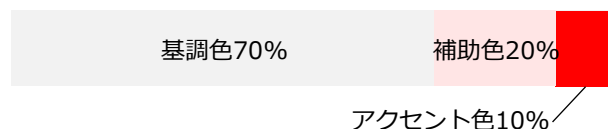
●見付面積のイメージ



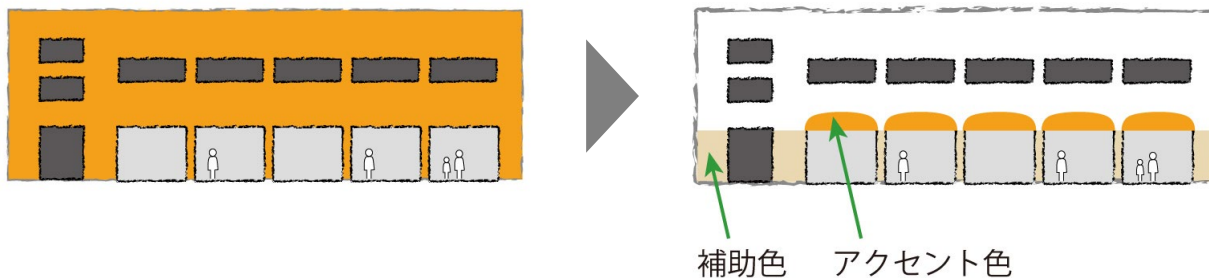
●住宅地の配色比率の例



●商業地の配色比率の例

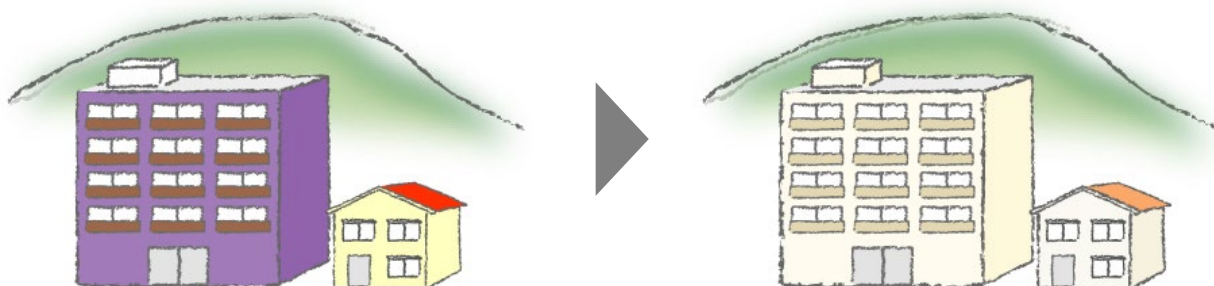


●補助色とアクセント色の配置例



外壁	⑥自然景観、歴史文化景観、生産景観（うち農地景観）と連続する場合は、周辺の色調や建築物等の規模に留意し、色彩の対比及び調和の効果について配慮すること
-----------	--

●自然景観との調和のイメージ



(3) 敷地の緑化のガイドライン

敷地内において、できる限り多くの部分を緑化すること。

村内全域共通の景観形成基準▶▶▶

敷地	①周辺景観と調和した、敷地内緑化、壁面緑化、屋上緑化、ベランダ緑化、屋外駐車場の緑化など、できる限り多くの部分を緑化すること ②一つの敷地に原則として樹木1本以上を植栽すること ③植栽にあたっては、沿道側を重点に中高木・花等の緑化に努めること。また、できる限り周辺の樹木と調和のとれた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること
-----------	---

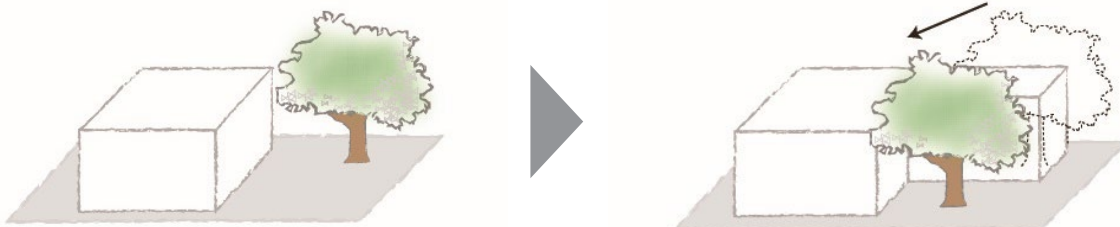
●建物の多様な緑化のイメージ



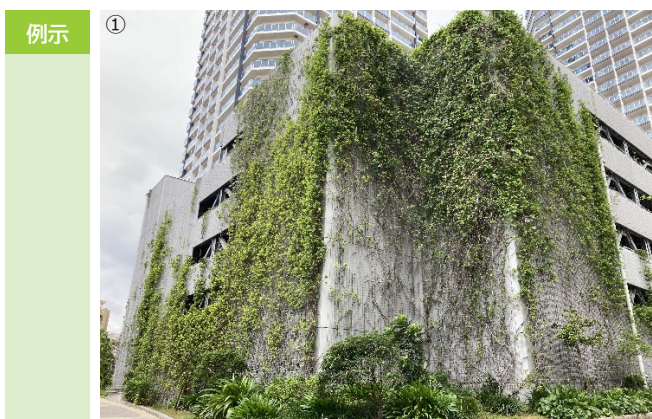
●敷地に1本以上の樹木を配置したイメージ



●樹木の敷地内移植のイメージ



敷地	④大規模な工作物については、中高木の配置や表面の緑化など周囲を緑化すること
-----------	---------------------------------------



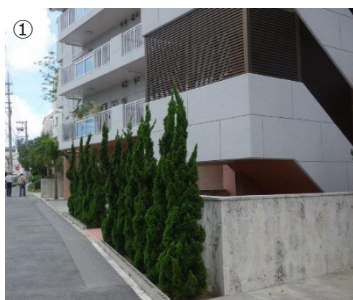
①立体駐車場緑化の事例

垣、柵、塀等	<p>①垣・柵は、できる限り木材、石材などの自然素材、または生け垣を使用すること。ブロック塀を用いて設置する場合は、1.0m以下を原則とし、それを超える場合は花ブロックやルーバー等透視性のあるデザインとすること</p> <p>②擁壁を設置する場合は、可能な限り表面の緑化を行うこと</p>
---------------	--

●1.0mを超える場合のアレンジ例



例示

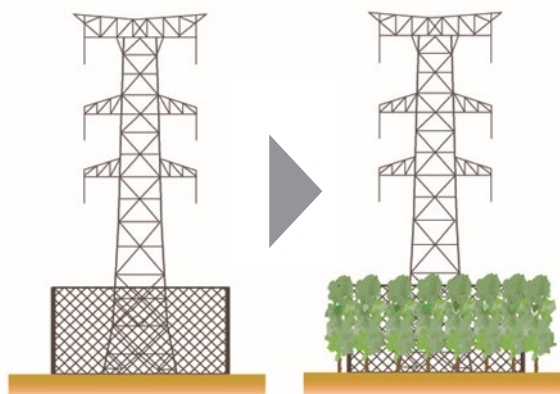


- ①②セットバックした空間にスクリーン効果の高い生け垣を配置した例。
- ③穴あきブロック塀をヒンブン風を目隠しとした例。
- ④塀の上部を緑化修景した例。
- ⑤傾斜地の住宅地で擁壁を設けて緑化している例。



垣、柵、塀等	<p>③工作物の敷地に垣・柵を設ける場合は、生け垣または自然素材を用いるものとし、これによりがたい場合は、周囲の景観との調和に配慮した素材及び材料を使用すること</p>
---------------	--

●大規模工作物周りのフェンスの緑化イメージ





●建築物・工作物の基準一覧表

	高さ及び配置	形態・意匠	色彩
全域共通の基準	<ul style="list-style-type: none"> 建築物・工作物の高さの最高限度は以下のとおりとする。ただし、景観形成重点地区においては各地区の基準に従うこと 用途地域：建築基準法の規定による 用途未指定地域：12m以下 ただし、公共公益施設を新築・増改築する場合において、地区ごとに定められている建築物・工作物の高さの最高限度を超える場合は、景観上の検討を行った上で景観委員会の意見を聴くこと（景観形成重点地区も同様とする） 現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、隣地や周辺との連続性に配慮した高さ及び配置とすること 海岸及びその近傍にあっては、道路利用者等による海への見通しに配慮しつつ、自然景観の雄大な美しさ等を損なわない高さ及び配置とすること 敷地の周辺に山林等樹木がある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること 敷地がまとまりのある農地、集落、文化財、地域のシンボル等の景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した高さ及び配置とすること グスク、カーや御嶽などの聖地、クサティ森、河川、海岸などの地域資源に配慮した配置計画とすること 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等の圧迫感、威圧感を感じさせない高さ及び配置とすること 建築物が大規模になる場合は、分節化・分散配置など工夫すること 	<ul style="list-style-type: none"> 現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態・意匠とすること 屋根は、できる限り勾配屋根とすること。ただし、建築意匠上調和が困難な場合はこの限りではない 本村の特徴ある微地形に配慮するよう工夫すること グスク、カーや御嶽などの聖地、クサティ森、河川、海岸などの地域資源に配慮して形態・意匠を工夫すること 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根、壁面、開口部等に工夫すること 商業地における低層階については、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、賑わいなどを演出すること 屋外設備は、目立たないよう配置の工夫や遮へい等を行うこと 	<p>【屋根】</p> <ul style="list-style-type: none"> 極端な低明度、高彩度を避けること <p>【外壁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外壁の大部分を占める色彩（基調色）は、無彩色または赤（R）、黄赤（YR）、黄（Y）の色相とし、周辺景観との調和に配慮すること（マンセル値：明度8以上、彩度2以下） 補助色を用いる場合の使用面積は、アクセント色と合わせて30%以内とし、基調色に準じる色彩を用いること（マンセル値：明度7以上、彩度3以下） アクセント色を用いる場合の使用面積は、商業・業務用途の場合は見付面積の10%以内、住宅用途の場合は5%以内とすること（マンセル値：要相談） 補助色、アクセント色の使用はなるべく低層階（2階以下）とすること 自然景観、歴史文化景観、生産景観（うち農地景観）と連続する場合は、周辺の色調や建築物等の規模に留意し、色彩の対比及び調和の効果について配慮すること

▼景観形成重点地区の上乗せ基準

残波岬周辺環境保全地区	<ul style="list-style-type: none"> 建築物・工作物の高さは10m以下とする 長浜海岸及び県道6号線沿線から残波岬方向を望んだときに、残波岬の崖上に突起する建築物の配置については可能な限り崖地から後退させること 	—	<p>【外壁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観計画区域の基準を踏まえ、海岸及び周辺の自然景観と調和しない極端な明度・彩度の使用は避け、自然が持つ色になじむ色彩とすること
水辺景観保全地区	<ul style="list-style-type: none"> 建築物・工作物の高さは10m以下とする 	—	—
西海岸リゾート地区	<ul style="list-style-type: none"> 建築物・工作物の高さは12m以下とする。ただし、高さ12m以上の既存建築物・工作物の建替えの場合は、既存の高さを超えないこと 建築物は、地形になじむスカイラインに配慮し、垂直に伸びる高層形態を避け、可能な限り階数を押さえること 建築物の配置やボリュームは、自然景観になじむよう、分節化・分棟化等の工夫を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> 海岸線や周辺の自然景観になじむよう、形態・意匠を工夫すること 	<p>【屋根・外壁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一団のリゾート拠点として調和のとれた色彩とすること 開発許可申請または建築確認申請の際に、色彩計画（様式は問わない）を提出し、村と事前協議すること
村民センター地区	<ul style="list-style-type: none"> 建築物・工作物の高さは12m以下とする 公共公益施設の整備に当たっては、利便性・機能性の確保できる高さ、配置とし、必要な規模を整備すること 座喜味城跡からの眺望に配慮した高さ、配置、規模とすること 	—	<p>【屋根・外壁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一団のセンター拠点として調和のとれた色彩とすること 開発許可申請または建築確認申請の際に、色彩計画（様式は問わない）を提出し、村と事前協議すること
自然海岸保全地区	<ul style="list-style-type: none"> 建築物・工作物の高さは10m以下とする 	<ul style="list-style-type: none"> 自然海岸等の風景となじむよう、形態・意匠を工夫すること 	<p>【外壁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観計画区域の基準を踏まえ、海岸及び周辺の自然景観と調和しない極端な明度・彩度の使用は避け、自然が持つ色になじむ色彩とすること
比謝川・長田川保全地区	<ul style="list-style-type: none"> 建築物・工作物の高さは10m以下とする 	<ul style="list-style-type: none"> 河川及び周辺の緑となじむよう、形態・意匠を工夫すること 	<p>【外壁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観計画区域の基準を踏まえ、河岸及び周辺の自然景観と調和しない極端な明度・彩度の使用は避け、自然が持つ色になじむ色彩とすること



	素材	敷地の緑化	その他
全域共通の基準	<ul style="list-style-type: none"> できる限り木材、石材など周辺の景観との調和に配慮した自然素材を使用すること できる限り本村または本県の景観特性を特徴づける地場産材を活用すること できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を使用すること 	<p>【敷地】</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺景観と調和した、敷地内緑化、壁面緑化、屋上緑化、ベランダ緑化、屋外駐車場の緑化など、できる限り多くの部分を緑化すること 一つの敷地に原則として樹木1本以上を植栽すること 植栽にあたっては、沿道側を重点に中高木・花等の緑化に努めること。また、できる限り周辺の樹木と調和のとれた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること 大規模な工作物については、中高木の配置や表面の緑化など周囲を緑化すること <p>【垣・柵・塀等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 垣・柵は、できる限り木材、石材などの自然素材、または生け垣を使用すること。ブロック塀を用いて設置する場合は、1.0m以下を原則とし、それを超える場合は花ブロックやルーバー等透視性のあるデザインとすること 擁壁を設置する場合は、可能な限り表面の緑化を行うこと 工作物の敷地に垣・柵を設ける場合は、生け垣または自然素材を用いるものとし、これによりがたい場合は、周囲の景観との調和に配慮した素材及び材料を使用すること 	<ul style="list-style-type: none"> 外壁または屋上に設ける付属物は露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。 やむを得ず露出する場合は、できるだけ壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること 屋外駐車場は出入口を集約し、できる限り生垣等により修景するとともに、場内を緑化すること 敷地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、できる限り周辺の景観に調和させること アンテナは、共同化するように努めること 夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に拡散しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること 太陽光パネル等を設置する場合には、周辺の景観や背景と調和し、違和感が生じないように配慮するとともに、反射により周囲に悪影響を及ぼさないよう配慮すること

▼景観形成重点地区の上乗せ基準

残波岬周辺環境保全地区	—	—	—
水辺景観保全地区	—	—	—
西海岸リゾート地区	<ul style="list-style-type: none"> ホテル・旅館その他観光関連施設等の建築物は、本村または本県の景観特性を特徴づける地場産材を多用すること 	<p>【敷地】</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地面積（建築物の建築面積、工作物の築造面積を除く）の50%以上を緑化するとともに、前面道路等の公共空間から見える場所に配置すること 緑化する際はできる限り現地の植生（在来種）を用いること 屋外駐車場においては、緑化ブロック等により、できるだけ多くの部分を緑化すること 開発許可申請または建築確認申請の際に、緑化計画（様式は問わない）を提出し、村と事前協議すること <p>【垣・柵・塀等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地の境界を囲う場合は、生け垣とするか、海岸の自然景観と調和する素材を用いるとともに、緑化すること 	—
村民センター地区	—	<p>【敷地】</p> <ul style="list-style-type: none"> 開発許可申請または建築確認申請の際に、緑化計画（様式は問わない）を提出し、村と事前協議すること 	—
自然海岸保全地区	—	<p>【敷地】</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸の地形、砂浜など周囲の自然環境と一体的に現存する緑地を50%以上保全するように努めること 	—
比謝川・長田川保全地区	—	<p>【敷地】</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川など周囲の自然環境と一体的に現存する緑地を50%以上保全するように努めること 	—



(1) 開発行為に関する基準(全域共通)

項目	景観形成基準
擁壁 のり面	<ul style="list-style-type: none"> 特徴ある地形を活かすよう工夫し、擁壁やのり面が生じる場合は最大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう地形の分節化を図ること また、のり面については緑化を図り、擁壁が生じる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするよう努めること
樹木 保全	<ul style="list-style-type: none"> 10m以上の樹木、幹周り約30cmを超える樹木はできる限り現場にて保全、または敷地内移植による保存を講じること
緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積の10%以上を緑化すること

(2) 土地の造成等に関する基準(全域共通)

項目	景観形成基準
変更後の 形状	<ul style="list-style-type: none"> できるだけ現況の地形を活かし、長大なのり面や擁壁が生じないようにすること 擁壁は、周辺景観との調和に配慮した形態及び材料とすること のり面は、できるだけ緑化可能な勾配とすること 土地の不整形な分割または細分化はできるだけ避けること
緑化	<ul style="list-style-type: none"> 自然植生と調和した緑化により修景するよう努めること 敷地内に樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存または移植によって修景に活かすこと

(3) 土石、砂類の採取、鉱物の採取に関する基準(全域共通)

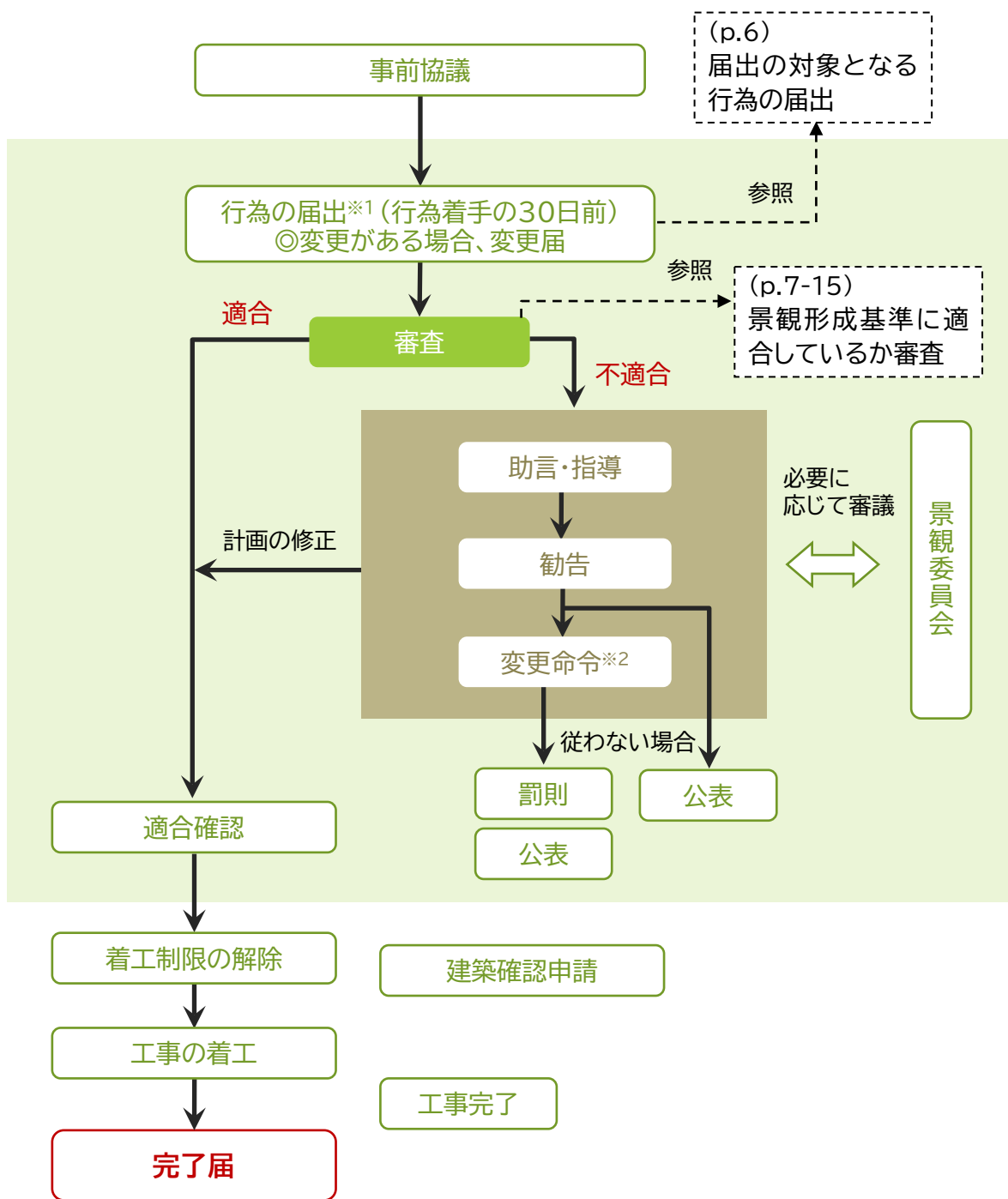
項目	景観形成基準
遮へい	<ul style="list-style-type: none"> 敷地周辺の緑化等、周辺の道路からの遮へいに努めること。
事後の 措置	<ul style="list-style-type: none"> 採掘または採取後の跡地は、自然植生と調和した緑化等により修景するよう努めること

(4) 屋外における物件の集積等に関する基準(全域共通)

項目	景観形成基準
集積 または 貯蔵の 方法	<ul style="list-style-type: none"> できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とすること 積み上げに際しては、高さをできるだけ低くするとともに、整然とした集積または貯蔵とすること
遮へい	<ul style="list-style-type: none"> できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽またはデザインに配慮した塀等で遮へいすること



行為の届出の流れは以下のとおりです。



※1:届出に必要な図書については、読谷村ホームページに掲載しており、ダウンロードも可能です。閲覧が難しい場合は役場窓口までお越しください。
 ※2:変更命令は特定届出対象行為のうち、建築物または工作物の形態または色彩その他の意匠(形態・意匠)について行うことができます。

お問い合わせ	読谷村役場 建設整備部 都市計画課
	〒904-0392 沖縄県中頭郡読谷村字座喜味 2901番地 TEL : 098-982-9200【代表】 FAX : 098-982-9219